

平成29年11月市議会総務委員会資料

第112号議案 平成29年度長崎市一般会計補正予算（第5号）

目次

[2款 総務費 1項 総務管理費 12目 情報システム推進費]

1 情報システム推進費

1 基幹業務系システム運営費 . . . . . 1～3ページ

総 務 部

平成29年11月



予算説明書					事業名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
26～ 27	2 総務費	1 総務管理費	12 情報システム推進費	1-1	基幹業務系システム運営費	千円 37,511

## 1 概要

平成25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が成立したことにより、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)に対応するよう各種情報システムを整備し、運用している。

マイナンバー制度では、申請手続き簡略化のために国や他自治体等と情報連携を行っているが、手続き簡略化をさらに進めるため、連携する情報を変更することが求められている。

## 2 事業内容

平成29年6月以降に国から通知された「番号法に係るデータ標準レイアウト関連様式<平成30年7月向け>」の内容に基づき、平成30年7月から変更される情報連携に対応するよう統合宛名管理基盤システム、福祉系システム及び税系システムの改修を行う。

### (1) 委託料 37,511千円

ア 統合宛名管理基盤システム改修委託料	20,455千円
イ 福祉系システム改修委託料	15,954千円
ウ 税系システム改修委託料	1,102千円

## 3 財源内訳

	事業費	財源内訳			
		国庫支出金	地方債	その他	一般財源
当初予算額	千円 235,820	千円 141	千円 17,300	千円 23,655	千円 194,724
11月補正額	千円 37,511	千円 25,007	—	—	千円 12,504
補正後予算額	千円 273,331	千円 25,148	千円 17,300	千円 23,655	千円 207,228

※国庫支出金:平成29年度(平成28年度からの繰越分)社会保障・税番号制度システム整備費補助金 補助率2/3

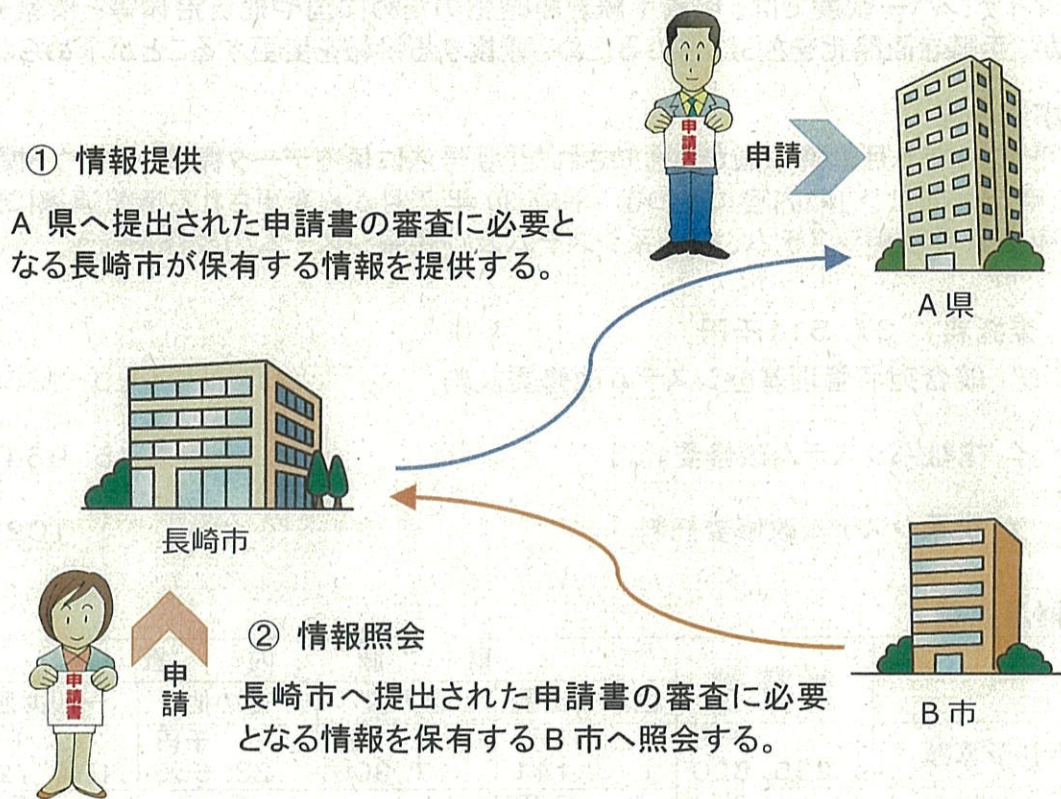
## 4 情報連携に関するスケジュール

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	
マイナンバー制度					
		平成27年10月～	マイナンバーの通知		
		平成28年1月～	マイナンバーの利用開始		
			平成29年7月～11月	情報連携(試行運用)	
			平成29年11月～	情報連携(本格運用)	
				平成30年7月～ 変更される情報連携	

## マイナンバー制度に係る情報連携の概要

マイナンバー法に基づき、これまで市民が各種手続きで提出する必要があった添付書類を省略することができるよう、専用のネットワークを用いて、国や自治体間で添付書類に記載されている情報をやり取りする仕組みを情報連携という。

情報連携は、長崎市が保有する情報を他自治体等へ提供する情報提供(①)と他自治体等が保有する情報を長崎市が照会する情報照会(②)がある。



情報連携は、従来通りの添付書類の提出を受けたうえで試行運用を平成 29 年 7 月から開始し、平成 29 年 11 月 13 日からは添付書類を省略する本格運用を行っている。

しかしながら、一部の手続きにおいては、やり取りする情報に不足する項目があり、添付書類の一部を省略することができていないものがある。

また、新たに追加される手続きについても情報連携に対応する必要がある。

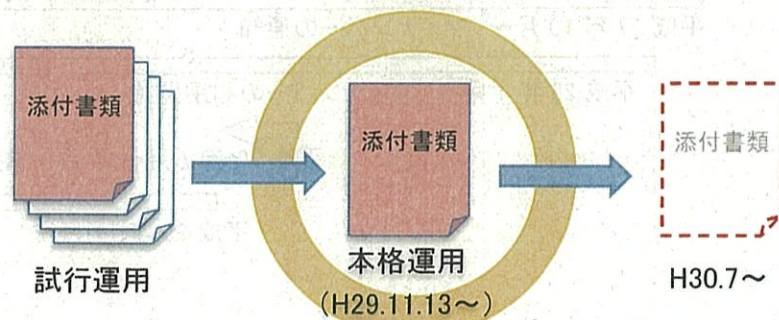


表 1 省略可能な添付書類の例

凡例:○省略可能、△一部不足する項目があるため省略不可、×:省略不可

手続き名	添付書類名	平成 29 年 7月	平成 29 年 11月	平成 30 年 7月
生活保護の申請	課税証明書	×	○	○
	雇用保険受給資格者証	×	○	○
	児童扶養手当証書	×	○	○
	特別児童扶養手当証書	×	○	○
国民健康保険 高齢受給者証の交付	課税証明書	×	△※1	○
障害福祉 補装具費の支給決定	生活保護受給証明書	×	○	○
	支援給付決定通知書	×	○	○
	課税証明書	×	△※2	○

※1 株式等譲渡所得額(申告分離)や各種繰越控除額等が不足

※2 16歳未満被扶養者数等が不足

